

# 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成22年6月18日  
河川局砂防部

## 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について ～全国に13,730の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明～

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が被災するなど、災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題となっています。

都道府県の協力を得て、国土交通省砂防部において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ったところ、全国に13,730施設が立地しており、そのうち、砂防堰堤等の砂防関係施設が整備されている施設は全施設の3割に満たないという結果となりました。

なお、今回土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が土砂災害警戒区域に指定されている状況についても調査しましたが、7割の施設の立地している箇所において指定がなされていないことが確認されました。

今後は、本調査結果に基づき、関係省庁、都道府県及び市町村と十分連携を図った上で、施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフト一体となった重点的な土砂災害対策を実施してまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

### 問い合わせ先

国土交通省河川局	03-5253-8111(代表)
砂防部砂防計画課	03-5253-8467(直通)
砂防計画調整官	栗原 淳一 (内線36-102)
課長補佐	判田 乾一 (内線36-142)

## 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について

～全国に13,730の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明～

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が被災するなど、災害時要援護者関連施設<sup>(注)</sup>に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題となっています。

都道府県の協力を得て、国土交通省砂防部において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ったところ、全国に13,730施設が立地しており、そのうち、砂防堰堤等の砂防関係施設が整備されている施設は全施設の3割に満たないという結果となりました。

なお、今回土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が土砂災害警戒区域に指定されている状況についても調査しましたが、7割の施設の立地している箇所において指定がなされていないことが確認されました。

今後は、本調査結果に基づき、関係省庁、都道府県及び市町村と十分連携を図った上で、施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフト一体となった重点的な土砂災害対策を実施してまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

(注)：災害時要援護者関連施設の定義については参考資料1を参照

### 1. 調査結果 (参考資料2参照)

1) 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数	13,730施設
2) 土砂災害対策の実施状況	
【ハード対策】	
・砂防関係施設が整備されている施設数	3,598施設
【ソフト対策】	
・土砂災害警戒区域に指定されている施設数	4,165施設

(注)：平成21年8月31日時点、平成22年5月31日とりまとめ

## 2. これまでの対応

○関係省庁連名通知（内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁）  
「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日）

（通知内容）

- ・都道府県による土砂災害警戒区域の指定の促進
- ・市町村による土砂災害警戒区域等におけるハザードマップの作成 等

○国土交通省から各都道府県及び地方整備局宛通知

「災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進について」（平成21年7月27日）

（通知内容）

- ・土砂災害を防止する施設整備の推進
- ・警戒避難体制の整備等の推進

## 3. 今後の災害時要援護者関連施設への土砂災害対策の取り組みについて

従前より、災害時要援護者関連施設については社会資本重点整備計画等により要援護者が24時間滞在している施設等において重点的な砂防関係施設の整備を実施してきたところですが、今後は今回の調査結果をもとに、ハード・ソフト対策の重点的な一層の取り組みが必要です。国土交通省では、引き続き、下記の取り組みについて関係省庁、都道府県や市町村と連携して対策を進めてまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

【ハード対策（砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備）】

① 24時間滞在型施設のうち、施設の規模や構造等の特性をふまえた重点的な砂防関係施設の整備。

・施設の規模

例) 収容人数が多数の施設 → 迅速な避難行動が困難と想定

※24時間滞在型施設で収容人数が50人以上の施設 → 約2,800施設

※24時間滞在型施設で収容人数が100人以上の施設 → 約1,200施設

・施設の構造

例) 1階建ての施設 → 豪雨時に2階への移動等施設内での緊急的な避難が困難と想定

※24時間滞在型施設で1階建ての施設 → 約1,100施設

【ソフト対策】

② 今回の調査結果について、関係部局と情報を共有するとともに、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の施設管理者へ調査結果及び土砂災害に対する警戒避難に関する情報を提供。

③ 災害時要援護者関連施設が立地する箇所について、土砂災害警戒区域の指定を優先的に実施し情報伝達体制等の警戒避難体制を整備。

## 参考資料1 災害時要援護者関連施設の定義について

災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する施設）及び有料老人ホーム（同法第29条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第5条の2第3項から第6項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成12年法律第123号）第8条第22項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護、同条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援及び同条第16項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する施設）
- 7 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第41条第1項に基づく施設）
- 8 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第58条第1項に基づく施設）
- 9 知的障害者福祉工場（昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設）
- 10 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第48条に基づく施設）
- 11 福祉ホーム（障害者自立支援法第5条第22項に規定する施設）
- 12 精神障害者退院支援施設（平成18年9月2日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設）
- 13 重症心身障害児（者）通園事業（平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく施設）
- 14 地域活動支援センター（障害者自立支援法第5条第21項に規定する施設）
- 15 医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する施設）
- 16 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する学校施設）
- 17 その他
  - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する施設）
  - (2) 特別支援学校（学校教育法第72条に規定する学校施設）
  - (3) その他災害時要援護者に関連する施設